

第3期神河町子ども・子育て支援事業計画 第3期神河町次世代育成支援対策推進行動計画

(令和7～11年度)

概要版



第1章 計画策定の背景及び趣旨

1. 計画策定の背景

近年子どもの貧困、虐待、いじめ、不登校、ひきこもり、若年無業者(ニート)など、子ども・若者に関する新たに課題が浮き彫りとなり、早急な対策が求められています。国では、令和5年4月に、子ども政策を強力に推進していくための新たな司令塔として「こども家庭庁」を設置するとともに、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」を施行しました。

本町においても、平成27年度以降、「神河町子ども・子育て支援事業計画」及び「神河町次世代育成支援対策推進行動計画」を策定し、教育・保育の充実や地域のニーズに応じた様々な子育て支援策を行ってきました。

その第2期事業計画と行動計画が、令和6年度末で終了となります。そこで、昨今の国の動向や社会状況等を踏まえて、すべての子どもが生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長し、その権利の擁護が図られ、幸せな生活を送ることができる社会をめざして、新たな5年間の計画として、「第3期神河町子ども・子育て支援事業計画」「第3期神河町次世代育成支援対策推進行動計画」を策定するものです。

2. 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定に基づく「市町村行動計画」を一体的に策定するものです。また、「神河町長期総合計画」を上位計画とし本町における、子ども・子育て支援に関する方向性や目標及び具体的な施策・事業を示す分野別計画であり、本計画に関連する分野別計画や国の関連法、兵庫県の計画とも整合を図るものとします。

3. 計画の期間

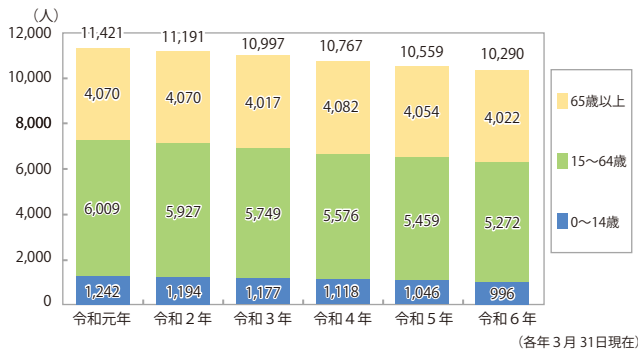
本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間の計画期間として策定します。



第2章 神河町の子ども・子育てを取り巻く状況

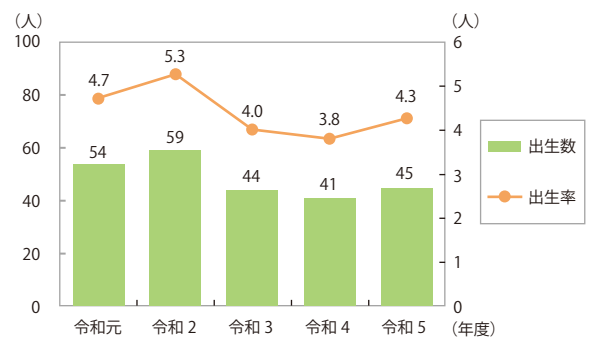
■ 年齢3区分人口

0～14歳の年少人口は毎年減少しています。



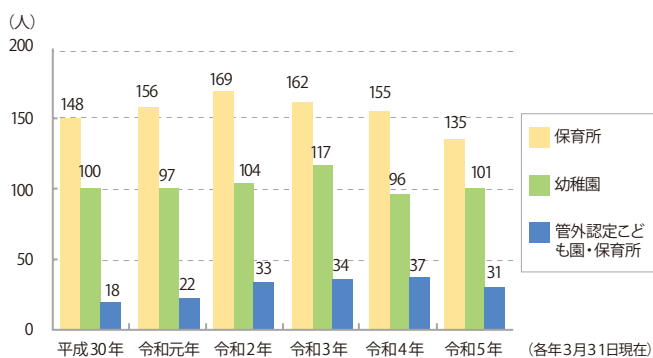
■ 出生数・出生率

出生数は、減少傾向にあり



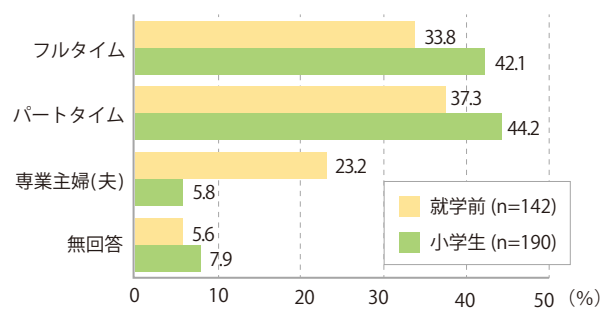
■ 保育園・幼稚園等の状況

令和2年以降、保育所の利用者数は減少しています。



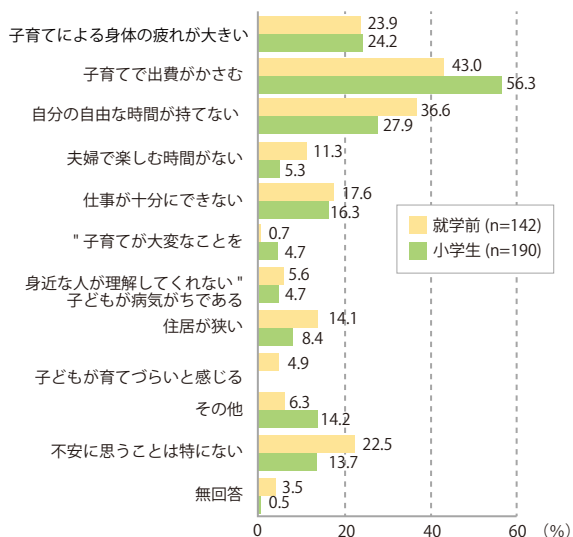
■ 母親の就労状況

パートタイムがやや多くなっています。



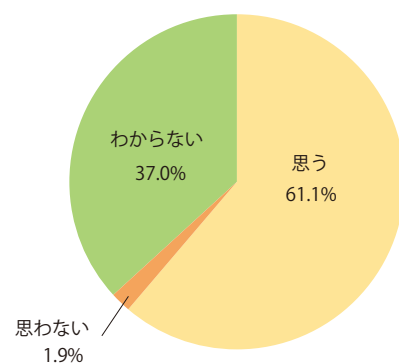
■ 子育ての不安

「子育てで出費がかさむ」が最も多くなっています。



■ 将来、結婚して家族を持ちたいと思うか(中学生)

「思う」は、約6割となっています。



第3章 計画の基本的な考え方



1 基本理念

**お父さんやお母さんが子育てに喜びを感じ
子どもたちの笑顔があふれるまちづくり**

2 施策体系

基本理念	基本目標	基本施策
お父さんやお母さんが子育てに喜びを感じ 子どもたちの笑顔があふれるまちづくり	1 地域とともに子どもを育てていくために	(1) 地域における子育て支援サービスの充実 (2) 家庭や地域の教育力の向上 (3) 子育て支援のネットワークづくり
	2 仕事をしながら子育てをするために	(1) 教育・保育サービスの充実 (2) 教育・保育サービスの質の向上 (3) 子育てのための働き方の見直し
	3 親子が健康に過ごすために	(1) 切れ目のない健康支援の充実 (2) 「食育」の推進 (3) 思春期保健対策の充実 (4) 小児医療の充実
	4 子どもの健やかな成長と学びの充実のために	(1) 児童健全育成の推進 (2) 子どもの学びの充実 (3) 子どもの遊び・体験の場の充実 (4) 次世代の親の育成 (5) 児童虐待防止対策の充実 (6) 子ども・若者支援の充実
	5 すべての子育て家庭への支援のために	(1) ひとり親家庭の自立支援の推進 (2) 特別な支援を要する子どもへの支援の充実 (3) 困難を抱える家庭への支援の充実 (4) 子育て家庭への経済的支援の充実
	6 安全安心な環境づくりのために	(1) 良質な居住環境の確保 (2) 安心して外出できる環境の整備 (3) 子どもを事故や災害から守るための活動の推進 (4) 子どもを犯罪等から守るための活動の推進

第4章 計画の取り組み

1. 地域とともに子どもを育てていくために

子育ては、家庭だけの問題ではなく、地域社会全体で支え、見守ることが重要です。保護者が、子育てについての第一義的責任を有することを前提に、保護者が子育て力を向上しながら、様々な関係機関のサポートを受け、子どもが健やかに成長できるような子育て支援環境の充実を地域とともに推進します。また、子育てに悩みや不安を感じている保護者が、身近な地域で、必要に応じて必要な情報提供や適切な相談支援等が受けられるよう、子育て支援のネットワークの充実を図るとともに、安心して子育てができる環境の整備・充実を図ります。

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

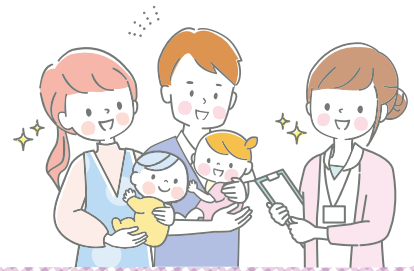
- ①地域子育て支援拠点事業 ②保育所開放事業 ③世代間交流事業
- ④子ども・子育て支援に関する情報の提供 ⑤出前子育て講座の実施
- ⑥ファミリー・サポート・センター事業

(2) 家庭や地域の教育力の向上

- ①家庭教育の啓発 ②相談員の人材育成 ③子育て支援ボランティアの確保
- ④地域におけるコミュニティづくり

(3) 子育て支援のネットワークづくり

- ①子育てサークル育成事業 ②地域子育てネットワーク事業



2. 仕事をしながら子育てをするために

保護者が仕事をしながら充実した子育てをするためには、保護者のニーズに対応した教育・保育サービスの充実が欠かせません。また、育児休業制度や多様な勤務体制、父親の育児参加の促進等、職場の意識改革も重要です。このため、子育て家庭への多様な子育て支援の充実に努めるとともに、企業や働く人に対する情報提供や意識啓発を図ります。

(1) 教育・保育サービスの充実

- ①教育・保育事業の提供体制の充実 ②保育所・幼稚園の施設整備 ③延長保育事業
- ④一時預かり事業 ⑤病児・病後児保育事業 ⑥教育・保育の無償化

(2) 教育・保育サービスの質の向上

- ①幼児教育の充実 ②保育士等研修事業 ③幼児教育・保育に関する専門的人材の配置
- ④幼児期の教育・保育と小学校の連携の推進

(3) 子育てのための働き方の見直し

- ①男女共同参画の啓発促進 ②ワーク・ライフ・バランスに関する啓発促進
- ③父親の育児参加の促進



3. 親子が健康に過ごすために

すくすく子育て家庭センターを中心に、母親が安心して妊娠・出産期を過ごすことができるよう、切れ目のない包括的・継続的な支援を推進するとともに、母子の疾病予防や児童の発達支援体制の充実、健康な生活習慣の確立に向けた食育の推進を図ります。

(1) 切れ目のない健康支援の充実

- ①切れ目のない支援の充実・利用者支援事業 ②妊産婦健康支援事業 ③新生児聴覚検査事業 ④産前・産後サポート事業 ⑤乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業 ⑥乳幼児健康診査事業 ⑦乳幼児相談事業 ⑧予防接種の実施

(2) 「食育」の推進

- ①離乳食教室の開催 ②保育所における食育の推進 ③学校における食育の推進 ④食生活改善推進員(いずみ会)の活動 ⑤栄養相談事業

(3) 思春期保健対策の充実

- ①学校保健における指導の充実 ②喫煙・飲酒・薬物乱用等の防止教育の充実 ③思春期の心の問題に対する相談体制の充実

(4) 小児医療の充実

- ①乳幼児等医療費助成事業 ②子どもの健康管理等の啓発 ③医療機関との協力体制の充実 ④乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)・養育支援訪問事業



4. 子どもの健やかな成長と学びの充実のために

子どもの「生きる力」を育み、次代につながる「親育ち」のための基礎づくりを進めるため、子どもたちが伸び伸びと遊べる環境や機会、様々な学び・体験の場の充実を図ります。

また、児童虐待やいじめの防止等、子どもの権利が等しく守られ、安心して成長できる環境づくりのために、幼児期から就学期までの連続した教育の充実や、家庭・地域・学校が連携・協力し、家庭や地域社会の教育力の向上を図り、子どもの心身の成長を促す環境の充実を図ります。

(1) 児童健全育成の推進

- ①青少年健全育成団体の育成支援 ②地域スポーツクラブの支援 ③子ども会活動の支援 ④交流事業の充実 ⑤スポーツ振興事業 ⑥相談体制の整備 ⑦いじめ防止対策の推進

(2) 子どもの学びの充実

- ①学校教育の充実 ②学校教育に関する専門的人材の配置【新規】 ③外国語教育推進事業

(3) 子どもの遊び・体験の場の充実

- ①放課後児童健全育成事業(学童保育クラブ) ②放課後子ども教室の実施 ③子どもの遊び場の充実

(4) 次世代の親の育成

- ①ボランティア活動への参加促進 ②いのちの大切さに関する学習機会の提供

(5) 児童虐待防止対策の充実

- ①子どもの権利に関する啓発事業 ②虐待の発生予防に向けた取り組みの推進 ③要保護児童対策地域協議会との連携促進 ④利用者支援事業(こども家庭センター型) ⑤児童家庭相談事業

(6) 子ども・若者支援の充実

- ①子ども・若者育成支援



5. すべての子育て家庭への支援のために

すべての子育て家庭が、いきいきと暮らすことができるよう、本町の「顔の見える支援・継続した支援」が行えるという強みを生かして、ひとり親家庭や貧困家庭等の困難を抱える家庭への支援、障がいのある子どもやその家庭への支援・環境整備の充実を図ります。また、公立神崎総合病院や隣接する子どもの療育・相談機関である「ケアステーションかんざき」の活用等、保健・医療・福祉面の充実を図ります。

(1) ひとり親家庭の自立支援の推進

- ①ひとり親家庭等への経済的支援の実施 ②母子生活支援施設等への入所及び生活支援の実施

(2) 特別な支援を要する子どもへの支援の充実

- ①特別な支援を要する子どもとその家庭への経済的支援の実施 ②障害福祉サービスの充実
- ③障害児保育事業・障害児受入事業 ④ノーマライゼーションの普及啓発
- ⑤要支援児就学サポート連絡会議の実施 ⑥ライフステージに応じた継続的な支援の推進
- ⑦支援を必要とする子どもへの相談事業（子ども発達すこやか専門相談・5歳児発達相談）

(3) 困難を抱える家庭への支援の充実

- ①生活困窮家庭等への支援 ②住宅確保に係る支援 ③外国につながる子どもとその家庭への支援

(4) 子育て家庭への経済的支援の充実

- ①児童手当給付事業 ②こどもを健やかに生み育てる支援金 ③就学援助制度
- ④妊産婦健康診査への助成事業 ⑤不育症治療費助成事業 ⑥新生児聴覚検査への助成
- ⑦通学・通園への助成 ⑧出産子育て応援給付金事業 ⑨小中学校等入学子ども未来応援支援金【新規】



6. 安全安心な環境づくりのために

子どもや子育て家庭を含めた、本町で暮らすすべての人々が安心して暮らすことのできるまちづくりが重要です。子どもたちの交通事故や山や川での事故の防止、SNS 等により犯罪に巻き込まれることの防止、豪雨や地震等の災害時の安全確保や避難誘導體制の整備など、すべての人々が安全安心に暮らすことのできる環境整備の充実を図ります。

(1) 良質な居住環境の確保

- ①町営住宅における低所得世帯等の優先入居 ②神河町若者世帯住宅支援事業【新規】
- ③公園緑地の整備

(2) 安心して外出できる環境の整備

- ①道路整備事業 ②交通安全施設整備事業 ③通学バス運行等事業
- ④子育て家庭にやさしい設備の整備

(3) 子どもを事故や災害から守るための活動の推進

- ①交通安全の推進 ②通学路等における安全確保 ③防災教育の推進

(4) 子どもを犯罪等から守るための活動の推進

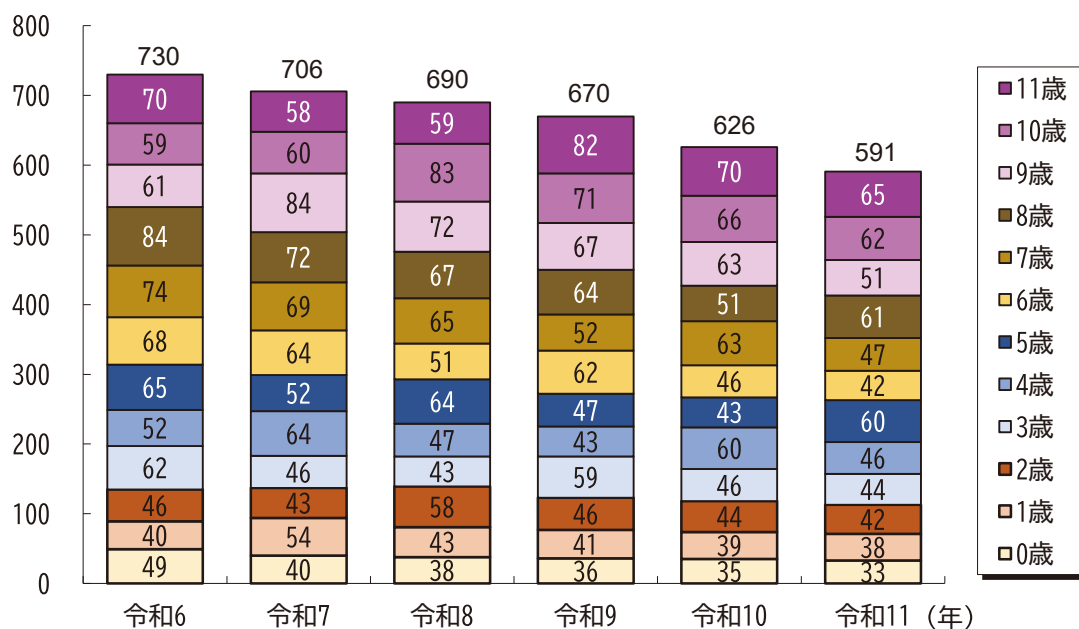
- ①「子どもを守る110番の家・店」事業 ②防犯対策の推進 ③防犯ネットワークの整備
- ④不審者対策の推進 ⑤インターネット・SNS等に関する啓発



第5章 量の見込みと確保方策

1. 人口推計

0～11歳の人口推計をみると、今後5年間は減少すると予想されます。



2. 量の見込みと確保方策

(1) 教育・保育事業

教育・保育事業は、小学校就学前の児童が保育所・幼稚園等を利用する事業です。事業の量の見込みについては、令和5年度に実施したアンケート調査から国が示す考え方に基づいて算出を行い、事業の利用実績や現在の供給体制等を踏まえて値を設定しました。

(人)

		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
1号認定		82	78	76	76	76
2号認定		71	68	67	68	69
3号認定	0歳児	16	15	14	14	13
	1・2歳児	63	66	57	54	52



(2) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。
(人)

		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
① 利用者支援事業		1	1	1	1	1
② 地域子育て支援拠点事業	延べ人	11,766	11,937	10,563	10,134	9,705
	か所	2	2	2	2	2
③ 妊婦健康診査事業	人	47	47	46	45	44
	延べ回	517	517	506	495	484
④ 乳児家庭全戸訪問事業		40	38	36	35	33
⑤ 養育支援事業		12	12	11	10	10
⑥ 子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)		4	4	4	4	4
⑦ 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)		3	3	3	3	3
⑧ 一時預かり事業(幼稚園型)		9,797	9,374	7,601	8,699	8,952
⑧ 一時預かり事業(幼稚園型除く)		332	325	302	296	292
⑨ 時間外保育事業(延長保育事業)		46	45	42	41	41
⑩ 病児・病後児保育事業		60	59	55	54	53
⑪ 放課後児童健全育成事業 (学童保育クラブ)		191	178	173	154	141
⑫ 子育て世帯訪問支援事業【新規】		1	1	1	1	1
⑬ 児童育成支援拠点事業【新規】		0	0	0	0	0
⑭ 親子関係形成支援事業【新規】		0	0	0	0	0
⑮ 実費徴収に係る補足給付を行う事業		継続して事業を実施し、必要に応じて給付を行います。				
⑯ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業		国や近隣自治体の動向を踏まえ、事業を検討します。				
⑰ 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)【新規】		0	49	45	44	43

第6章 計画の推進と進捗管理

関係部局と連携・調整を図りながら本計画の各種施策(事業)を推進します。

国や県、近隣自治体との連携のもと、計画の推進を図ります。

計画の進行管理については、評価・点検を行い、進行状況の把握を行います。



第3期神河町子ども・子育て支援事業計画 第3期神河町次世代育成支援対策推進行動計画 (令和7～11年度)

令和7年3月

発 行 兵庫県神河町

〒679-3116 兵庫県神崎郡神河町寺前64番地

事務局：教育課 TEL 0790-34-0212 FAX 0790-34-0645